

○学校法人東京経済大学寄附行為

1951年（昭和26年）2月24日

制定

明治31年5月大倉喜八郎は資金50万円を出捐して財団法人大倉商業学校を設立した。この法人はその後財団法人東京経済大学に発展するに至ったのであるが、このたび私立学校法制定により学校法人に組織を変更し、下記の条項を定める。

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、学校法人東京経済大学と称する。

（事務所の所在地）

第2条 この法人は、その事務所を東京都国分寺市南町1丁目7番34号に置く。

（目的）

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、大学を設置して教育と研究を行うことを目的とする。

（設置する学校）

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。

東京経済大学

大学院

経済学研究科

経営学研究科

コミュニケーション学研究科

現代法学研究科

経済学部

経済学科

国際経済学科

経営学部

経営学科

流通マーケティング学科

コミュニケーション学部

メディア社会学科

国際コミュニケーション学科

現代法学部 現代法学科

第2章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事 15人又は16人

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち5人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学長

(2) 副学長 1人又は2人

(3) 学部長 2人

(4) 事務局長

(5) 卒業生評議員のうちから評議員会において選任した者 5人

(6) 学識経験者のうち理事会において選任した者 5人

2 前項第1号、第2号、第3号及び第4号に定める理事が学長、副学長、学部長及び事務局長を退任したときは、理事の職を失うものとする。

3 第1項第5号に定める理事が評議員を退任したときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会の議を経た候補者を評議員会に諮り、その同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号に定める理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は3年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、前項の規定にかかわらず、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

3 役員は、再任されることができる。

4 役員は、その任期満了の後も、後任者が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員の解任）

第9条 役員（第6条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号に定める理事を除く。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる事由に該当するに至ったときは、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 法令及びこの寄附行為の規定又は職務上の義務に著しく違反したとき。
- (3) この法人及びこの法人が設置する学校の名誉を毀損し、又はその社会的信用を失墜させたとき。

2 役員を解任するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会において出席評議員の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

3 解任の動議を提出された理事は、前項の議決に加わることができない。ただし、第1項第1号の場合を除き、当該役員が示された事実を弁明することはこの限りでない。

4 第6条第1項第5号及び第6号に定める理事が解任されたときは、同時に評議員の職を失うものとする。

（理事長の職務）

第10条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（常務理事の職務）

第11条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

（理事の代表権の制限）

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第13条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヵ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第15条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、原則として毎月1回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたときは臨時にこれを招集することができる。
- 4 理事長は、理事総数の過半数から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議

に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、第16条第2項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(議事の議決)

第16条 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議事及び議決に加わることができない。

(業務決定の特例)

第17条 次の各号に掲げる事項については、理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。

(1) 予算並びに事業計画、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 寄附行為及び寄附行為施行規則の変更

(4) 役員及び評議員の解任

(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項

(6) 合併

(7) 私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由による解散

(8) 残余財産の処分に関する事項

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから議長が指名する2人の理事及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第3章 学長の選任

（学長の選任、任期及び解任）

第19条 学長は、その教授会の意見を聴いた上で評議員会に諮り、理事会が理事総数の3分の2以上の賛同による決議をもってこれを選任する。

2 学長の任期は4年とし、重任を妨げない。ただし、重任の場合の任期は2年とする。

3 学長の在任期間は、連続して8年を超えることはできない。

4 学長が次の各号に掲げる事由に該当するに至ったときは、これを解任することができる。

（1）心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

（2）法令及びこの寄附行為の規定又は職務上の義務に著しく違反したとき。

（3）この法人及びこの法人が設置する学校の名誉を毀損し、又はその社会的信用を失墜させたとき。

5 学長を解任するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会において出席評議員の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

6 学長が解任の動議を提出された場合、前項の議決に加わることができない。ただし、第4項第1号の場合を除き、学長が示された事実を弁明することはこの限りでない。

第4章 評議員会及び評議員

（評議員会の組織）

第20条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、次の各号の評議員をもって組織し、その定数を57人又は58人とする。

（1）この法人の専任教員と専任職員のうちから互選された者 9人

（2）第6条第1項第3号に定める理事以外の学部長及び全学共通教育センター長 3人

（3）この法人の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む。）を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任した者10人及び卒業生の同窓会である葵友会会員によって選出された者 25人

(4) 第6条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号に定める理事 5人又は6人

(5) 第6条第1項第6号に定める理事 5人

- 3 前項第1号、第2号、第4号及び第5号に定める評議員で、学長、副学長、学部長、全学共通教育センター長、事務局長及び教職員又は理事の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第21条 評議員（第20条第2項第2号及び第4号に定める評議員を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、前項の規定にかかわらず、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

- 3 評議員は、再任されることができる。

- 4 評議員は、その任期満了の後も、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任)

第22条 評議員（第20条第2項第2号、第4号、第5号に定める評議員及び第3号の評議員のうち理事に選任された者を除く。以下この条において同じ。）が、次の各号に掲げる事由に該当するに至ったときは、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

- 2 評議員を解任するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会において出席評議員の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

- 3 解任の動議を提出された者は、前項の議決に加わることができない。ただし、第1項第1号の場合を除き、示された事実を弁明することはこの限りでない。

(議長及び副議長)

第23条 評議員会に議長及び副議長各1人を置く。

- 2 議長及び副議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

(評議員会)

第24条 評議員会は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎年3回理事長が招集する。

- 3 臨時会は、理事長が必要と認めたとき又は私立学校法第41条第5項に規定する請求があったときに招集する。
- 4 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 5 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 7 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 8 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 10 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議事及び議決に加わることができない。

(議事録)

第25条 議長は、評議員会の開催の場所（当該場所に存しない評議員及び監事が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長、副議長及び出席した評議員のうちから議長が指名する2人の評議員及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

(諮問事項)

第26条 理事長は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (2) 事業計画及び事業の実績
- (3) 事業に関する中期的な計画
- (4) 学長の選任及び解任
- (5) 監事の選任

- (6) 役員及び評議員の解任
- (7) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (8) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (9) 合併
- (10) 私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる事由による解散
- (11) 残余財産の処分に関する事項
- (12) 運用財産のうち不動産及び積立金の管理に関する事項
- (13) 寄附金の募集に関する事項
- (14) 剰余金の処分に関する事項
- (15) 寄附行為及び寄附行為施行規則の変更に関する事項
- (16) その他この法人の業務に関する重要事項

第5章 資産及び会計

（資産）

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産及び運用財産の区分は、私立学校法施行規則の規定に基づき別紙財産目録の区分に従うものとする。

3 寄附金品について、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

（資産総額の変更登記）

第29条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3ヵ月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第30条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第31条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、評議員会の意見を求めた上で理事会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期

間ごとに、理事長が編成し、評議員会の意見を求めた上で理事会の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第32条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に監事の監査報告書を付して、評議員会に決算及び事業の実績を報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第33条 この法人は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監事の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第34条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監事の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第35条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 役員の損害賠償責任

(役員の損害賠償責任)

第36条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第37条 前条第2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第38条 第36条第2項の規定にかかわらず、理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でない者に限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額（以下「最低責任限度額」という。）を上限にこの法人があらかじめ定めた額と、最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第39条 前2条の規定は、理事が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任については、適用しない。

第7章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この法人の寄附行為を変更するときは、理事長が評議員会の意見を聴いた上で理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事長が評議員会の意見を聴いた上で理事総数の3分の2以上の議決を得て、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 公告及びその他

(公告の方法)

第44条 この法人の合併、解散清算人が債権者に対して行う請求の申出の催告及び破産宣告請求の公告は、東京経済大学掲示場に掲示して行う。

(施行規則)

第45条 この寄附行為の施行規則は、理事会において定める。

附 則

この寄附行為は、1951年（昭和26年）2月24日から施行する。

附 則

この寄附行為は、1957年（昭和32年）3月18日から施行する。ただし、第5条、第7条及び第16条の規定については昭和32年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、1964年（昭和39年）4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、1965年（昭和40年）4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、1970年（昭和45年）4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、1977年（昭和52年）5月18日から施行する。

附 則

この寄附行為は、1979年（昭和54年）3月8日から施行する。

附 則

この寄附行為は、1984年（昭和59年）4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、1984年（昭和59年）6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、1986年（昭和61年）12月23日から施行する。

附 則

この寄附行為は、1994年（平成6年）7月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、1994年（平成6年）12月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、1997年（平成9年）12月19日から施行する。

附 則

この寄附行為は、1998年（平成10年）6月22日から施行する。

附 則

この寄附行為は、1998年（平成10年）12月22日から施行する。

附 則

この寄附行為は、1999年（平成11年）12月22日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2001年（平成13年）5月29日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2003年（平成15年）11月27日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2004年（平成16年）5月28日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2005年（平成17年）3月30日の文部科学大臣の認可に基づき、2005年（平成17年）4月1日から施行する。ただし、第20条第2項第1号に規定する評議員2人の増員は、2005年（平成17年）6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2007年（平成19年）1月30日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2007年（平成19年）12月10日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

（経済学部第一部及び経営学部第一部の学部名称変更に係る同学部の存続に関する経過措置）

経済学部第一部及び経営学部第一部は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず2008年（平成20年）3月31日に該当学部 に在籍する者及び2008年（平成20年）4月1日前の入学者に係る学年に編入学、学士入学、再入学で入学する者並びに転部する者が当該学部 に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、2013年（平成25年）7月5日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2015年（平成27年）7月14日から施行する。

附 則

2020年（令和2年）3月25日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

（コミュニケーション学部コミュニケーション学科の学科名称変更に係る同学科の存続に関する経過措置）

コミュニケーション学部コミュニケーション学科は、変更後の寄附行為第4条の規定にかかわらず2022年（令和4年）3月31日に該当学科 に在籍する者及び2022年（令和4年）4月1日前の入学者に係る学年に編入学、学士入学、再入学で入学する者並びに転部する者が当該学科 に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日2022年（令和4年）11月2日から施行する。